

令和5年 10月 第20回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年 10月 25日 (金)				
開催場所		小川町役場3階 大会議室				
開催時刻宣告者		午前・午後 1時 30分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2時 13分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子 (会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	10	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		14名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					淺見 健一	次長

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

第20回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年10月第20回総会を開会いたします。
開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めていました。出席農業委員は14名中現在13名です。田下委員から遅刻すると連絡をいただいておりますので、13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号11番「神田治雄」委員、12番「福島由博」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」との事です。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について読み上げますので、その後、許可基準についてご説明いたします。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないことをとする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えており、このことから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」をご覧ください。

譲受人について、補足で説明したいと思います。

譲受人は下里にお住いの73歳。既に所有されている農地が下里に2筆あります。作目構成はナス、キュウリ、スイカ、玉ねぎ、さつまいも、オクラ、ホウレンソウ、小松菜などです。

経営方針は慣行農業で、奥様と2人で自家用菜園として栽培したいとのことです。

譲受人は農作業歴約10年。高校卒業後、会社員として現在も勤務されております。なお、奥様は主婦で農作業歴は約10年とのことです。

第20回定期総会議事録

事務局

農地取得後もこれまでと同様、夫婦ともに年間150日以上、農地を管理することです。

また、農機具は耕運機を所有されており、今後は軽トラックを1台導入する予定です。

なお、譲受人につきましては地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。

それでは、調査担当区の小川地区委員より現地調査報告をお願いします。

1番中野委員

10月20日9時に農村センターに、農業委員2名、推進委員1名、計4名で調査に臨みました。

現地の耕作状況でございますが、二筆共に管理が良くされて、草刈されていた状態です。

特に366に関しましては、梅の木が植えてある状態でございました。

そういう事でございますので、「全部効率要件」及び「地域との調和要件」共に問題がないかという判断を致しました。

ご審議の方、よろしくお願ひいたします。

7番河村委員

7番の河村が補足で説明します。

現地調査の後に、ご本人にお会いしてお話を伺いました。

畠の方は、すごく管理されとてもきれいにしてて、10年前からやってらっしゃるそうです。、現在お勤めをされているので、なかなか時間がとれないようですが、遅くとも来年春には、お仕事を辞め、農業に専念したいとおしゃってました。すごく意欲的にやってくれそうな方だとお見受けしました。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

第20回定期総会議事録

事務局

事務局です。申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番について読み上げ)

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

なお、前回の総会でご指摘いただいた申請人が所有する上古寺の農地については、平成11年度に町内で施工した下水道工事の公共残土であることを確認いたしました。産廃ではないとのことですので、ご了承ください。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番横田委員

6番、横田が報告致します。

10月22日、9時に農業委員3名、推進委員2名、計5名でパトリアに集合し、現地調査を行いました。

前回お米を作っていた所は、全部収穫が終わっていました。以前耕作放棄地だったところも草が刈ってありました。

上古寺については事務局の説明にあったように公共残土ということで。残土のあった所の土を均してありました。果樹なら耕作できよう見受けました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

次に、日程3、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は3件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局です。

第20回定期総会議事録

事務局

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による届け出について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定があったので報告する」との事でございます。
(申請番号1番から3番を順に報告)
以上報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。
つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和5年10月第20回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時13分です。